

# 介護老人保健施設リハビリケア湘南かまくら 通所リハビリサービス料金表

2024年6月1日改定

◆長時間【6時間以上7時間未満】(基本+科学的+サービス体制)															単位:円(税込)		
要介護度		介護1			介護2			介護3			介護4			介護5			
負担割合		1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	
基本サービス費	1日	798	1,596	2,395	936	1,871	2,807	1,070	2,140	3,210	1,234	2,467	3,701	1,393	2,785	4,178	
食費(昼食)	1日	750															
1日あたり基本料金	1割	1,548			1,685			1,820			1,983			2,142			
	2割	2,346			2,621			2,890			3,217			3,535			
	3割	3,144			3,557			3,960			4,450			4,928			

◆短時間【3時間以上4時間未満】(基本+科学的+サービス体制)															単位:円(税込)		
要介護度		介護1			介護2			介護3			介護4			介護5			
負担割合		1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	
基本サービス費	1日	576	1,152	1,728	659	1,319	1,978	741	1,483	2,225	845	1,691	2,537	950	1,901	2,852	

通所リハビリテーション 加算		負担割合			摘 要
		1割	2割	3割	
入浴介助加算(Ⅰ)	円/日	44	87	130	入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して、入浴介助を行う場合
サービス提供体制強化加算Ⅰ	円/日	24	48	72	介護職員の総数の内、介護福祉士の割合が70%以上
科学的介護推進体制加算	円/月	44	87	130	入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他、心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること
送迎減算	円/片道	-51	-102	-153	施設送迎を行わなかった場合
介護職員処遇改善加算Ⅰ		所定単位数×加算率(8.6%)×地域単価(10.83)×自己負担割合			介護職員の処遇改善のために加算されます。 所定単位数:基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数
リハビリテーションマネジメント加算(イ)	円/月	606	1,212	1,819	リハビリ会議を開催し利用者の状況を構成員と共有し記録。リハビリ専門職がリハビリ計画書の内容の説明同意を得るとともに医師に報告します。(6月以内)
		259	519	779	リハビリ会議を開催し利用者の状況を構成員と共有し記録。リハビリ専門職がリハビリ計画書の内容の説明同意を得るとともに医師に報告します。(6月超)
リハビリテーションマネジメント加算(ロ)	円/月	642	1,284	1,926	リハビリテーションマネジメント加算(イ)に加え、計画書等の情報を厚生労働省に提出します(6月以内)
		295	591	886	リハビリテーションマネジメント加算(イ)に加え、計画書等の情報を厚生労働省に提出します(6月超)
事業所の医師が利用者又はその家族に説明し同意を得た場合	円/月	292	584	877	リハビリテーションマネジメント加算(イ)又は(ロ)を算定し医師がリハビリ計画書等を利用者及びその家族に説明した場合
リハビリテーション提供体制加算	円/日	12	25	38	常時、理学療法士等が25人に対し1名以上の配置をしている場合(3時間以上4時間未満)
		25	51	77	常時、理学療法士等が25人に対し1名以上の配置をしている場合(6時間以上7時間未満)
中重度者ケア体制加算	円/回	22	44	65	中重度の要介護者を積極的に受け入れ、在宅生活の継続に向けサービスを提供する為、介護職員、看護職員を手厚く配置している場合
短期集中個別リハビリテーション実施加算	円/回	120	239	358	1週間につきおおむね2日以上、1日40分以上のリハビリ実施で算定 退院(所)日又は認定日から1ヶ月を超え、3ヶ月以内の期間にリハビリを集中的に行った方
重度療養管理加算	円/日	109	217	325	要介護3・4・5の方で、手厚い医療の処置等が必要な方
栄養アセスメント加算	円/月	55	109	163	管理栄養士、看護職員、介護職員、その他の職員が共同してアセスメントを実施、結果を説明し必要な対応を行う。
栄養改善加算	円/回	217	434	650	栄養改善サービスの提供に当たって、必要に応じ居宅に訪問する
生活行為向上リハビリテーション実施加算	円/月	1,354	2,708	4,062	生活行為の内容の充実を図るための目標を踏まえたリハビリテーション計画を定め、能力の向上を支援する。
移行支援加算	円/日	13	26	39	リハビリテーション終了者のうち、指定居宅介護等を実施した者の割合が、100分の3を超えていること。

◆鎌倉市の施設においては、介護保険の給付単位数に10.83(地域単価 3級地)を乗じた額が利用者負担(1割・2割・3割)となります。

# 介護老人保健施設リハビリケア湘南かまくら 通所リハビリサービス料金表・同意書

2024年6月1日改定

◆長時間【6時間以上7時間未満】(基本+科学的+サービス体制)														単位:円(税込)		
要介護度		介護1			介護2			介護3			介護4			介護5		
負担割合		1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割
基本サービス費	1日	798	1,596	2,395	936	1,871	2,807	1,070	2,140	3,210	1,234	2,467	3,701	1,393	2,785	4,178
食費(昼食)	1日	750														
1日あたり基本料金	1割	1,548			1,685			1,820			1,983			2,142		
	2割	2,346			2,621			2,890			3,217			3,535		
	3割	3,144			3,557			3,960			4,450			4,928		

◆短時間【3時間以上4時間未満】(基本+科学的+サービス体制)														単位:円(税込)		
要介護度		介護1			介護2			介護3			介護4			介護5		
負担割合		1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割
基本サービス費	1日	576	1,152	1,728	659	1,319	1,978	741	1,483	2,225	845	1,691	2,537	950	1,901	2,852

通所リハビリテーション 加算		負担割合			摘要
		1割	2割	3割	
入浴介助加算(Ⅰ)	円/日	44	87	130	入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して、入浴介助を行う場合
サービス提供体制強化加算Ⅰ	円/日	24	48	72	介護職員の総数の内、介護福祉士の割合が70%以上
科学的介護推進体制加算	円/月	44	87	130	入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他、心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること
送迎減算	円/片道	-51	-102	-153	施設送迎を行わなかった場合
介護職員処遇改善加算Ⅰ		所定単位数×加算率(8.6%)×地域単価(10.83)×自己負担割合			介護職員の処遇改善のために加算されます。 所定単位数:基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数
リハビリテーションマネジメント加算(イ)	円/月	606	1,212	1,819	リハビリ会議を開催し利用者の状況を構成員と共有し記録。リハビリ専門職がリハビリ計画書の内容の説明同意を得るとともに医師に報告します。(6月以内)
		259	519	779	リハビリ会議を開催し利用者の状況を構成員と共有し記録。リハビリ専門職がリハビリ計画書の内容の説明同意を得るとともに医師に報告します。(6月超)
リハビリテーションマネジメント加算(ロ)	円/月	642	1,284	1,926	リハビリテーションマネジメント加算(イ)に加え、計画書等の情報を厚生労働省に提出します(6月以内)
		295	591	886	リハビリテーションマネジメント加算(イ)に加え、計画書等の情報を厚生労働省に提出します(6月超)
事業所の医師が利用者又はその家族に説明し同意を得た場合	円/月	292	584	877	リハビリテーションマネジメント加算(イ)又は(ロ)を算定し医師がリハビリ計画書等を利用者及びその家族に説明した場合
リハビリテーション提供体制加算	円/日	12	25	38	常時、理学療法士等が25人に対し1名以上の配置をしている場合(3時間以上4時間未満)
		25	51	77	常時、理学療法士等が25人に対し1名以上の配置をしている場合(6時間以上7時間未満)
中重度者ケア体制加算	円/回	22	44	65	中重度の要介護者を積極的に受け入れ、在宅生活の継続に向けサービスを提供する為、介護職員、看護職員を手厚く配置している場合
短期集中個別リハビリテーション実施加算	円/回	120	239	358	1週間につきおおむね2日以上、1日40分以上のリハビリ実施で算定 退院(所)日又は認定日から1ヶ月を超え、3ヶ月以内の期間にリハビリを集中的に行った方
重度療養管理加算	円/日	109	217	325	要介護3・4・5の方で、手厚い医療の処置等が必要な方
栄養アセスメント加算	円/月	55	109	163	管理栄養士、看護職員、介護職員、その他の職員が共同してアセスメントを実施。結果を説明し必要な対応を行う。
栄養改善加算	円/回	217	434	650	栄養改善サービスの提供に当たって、必要に応じ居宅に訪問する
生活行為向上リハビリテーション実施加算	円/月	1,354	2,708	4,062	生活行為の内容の充実を図るための目標を踏まえたリハビリテーション計画を定め、能力の向上を支援する。
移行支援加算	円/日	13	26	39	リハビリテーション終了者のうち、指定居宅介護等を実施した者の割合が、100分の3を超えていること。

◆鎌倉市の施設においては、介護保険の給付単位数に10.83(地域単価 3級地)を乗じた額が利用者負担(1割・2割・3割)となります。

食費の改定及び介護保険の改正に伴い上記の料金体制になる事について同意します。

年 月 日

ご利用者氏名: 印

ご家族氏名: 印